

緊急事態宣言解除後の本市の取り組みについて

本部長

政府における宮城県を含む 39 県の緊急事態宣言の解除および基本的対処方針の変更、これらに伴う宮城県における特措法に基づく協力要請を受け、本市においても 5 月 15 日から 31 日までの期間、県による以下の要請の周知等に取り組む。

1 外出について

- ・不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県への移動は避けるよう依頼。また、その他の都道府県についてもなるべく移動を控えるよう依頼
- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例等」を住民に周知
- ・これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場への外出は避けるよう呼びかけ

2 職場における取組について

- ・事業者に対し、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼するとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼

3 催物（イベント等）開催について

- ・全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請
- ・上記以外の全ての催物（イベント等）について、感染防止対策の徹底を要請

4 施設における感染防止対策の徹底の要請

- ・これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者に対して必要な協力を依頼
- ・事業者等において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼